

令和6年6月12日におこなわれた木質バイオマス事業計画説明会後の質問について、地区住民からの質問を取りまとめましたので、真加部西町地区を代表して区長・[REDACTED]より質問します。

はじめに、本質問の回答にあたっては、地域住民が理解、納得できるよう、相手の立場にたった説明を求めます。

説明会と同様に「一方的」な説明、回答は「地域住民に配慮した対応」とは一切みません。

また、説明会の際に「説明が不足していた」や「言葉足らずであった」という回答は受け付けません。

以上を前提として、質問させていただきますので、誠意をもって回答をお願いいたします。

【質問1】

6/12の説明会では、説明者の声が小さく、またははっきりと発言をされないため聞き取り不明な部分が大部分を占めていました。そのため、こちらの質問に対する回答が聞き取れませんでしたので、今回の説明会であった**全質問に対して、すべて文書で回答**してください。なお、回答内容については、説明会でした回答と同一のもので回答してください。

【質問2】

2024年6月12日の説明会において、当地域の住民は反対で一致していることを既に明言しています。

御社の計画や行為によって私たち住民は今まで通りの生活ができなくなります。

高齢化が進んだ過疎地帯に価値はないとお考えでしょうか?小さな地区はつぶしても構わないとお考えでしょうか?

【質問3】

説明会の開催日時や場所について、地域への相談は一切ありませんでした。説明会は平日の18時より行われると一方的に通知を受けたが、地域の理解を求めるならば地区住民全員が出席できる日程を、打ち合わせをして決めるべきではありませんか?

事業者が説明会への参加を意図的に抑制する目的で、一方的に日時等の指定を行ったと考えますが、いかがですか?

【質問4】

説明会の時間が18:00~19:00と案内がありましたが、実際には20:00まで行われました。それもこちらはまだ質問をしている最中でありながら、一方的に打ち切られました。その後20:00から豊久田地区の説明会を行う予定が入っていましたが、説明会の時間が十分確保出来ていないと感じましたが、いかがですか?

【質問5】

説明会の案内文にあった開催場所の住所が「美作市真加部 1611-1」となっていました
が、当該地番は存在しない地番です。また、案内文には説明会場への地図が添付されて
いませんでした。事業者が意図的に説明会への参加を抑制させるために行った行為と考
えますが、いかがでしょうか？

【質問 6】

2024 年 5 月 19 日及び 6 月 12 日の説明会において、本事業の職務執行者である美作バ
イオエナジー合同会社の佐藤和之氏は一切参加されなかった。説明者は別としても、地
域との共生やコミュニケーションの観点から代表者が参加されないのはいかなるもの
か、高齢化が進んだ過疎地域だからそのような対応なのか、佐藤氏より説明していただ
きたい。

【質問 7】

地区総代に向けた説明会でもそうでしたが、R6. 6. 12 に行われた説明会において、事業
説明をティーティーエス企画の中尾さんという方が行いました。
ガイドラインでは、説明は事業者自身が行うこととなっていますが、事業者自身が説明
を行わなかったばかりでなく、説明会に美作バイオエナジーの方が一人も出席していな
かったのはなぜですか？

【質問 8】

2024 年 6 月 12 日の説明会においては、我々住民の質問及び意見に回答するための質疑
時間は確保されず、「時間が来たので」「次の説明会が入っているので」との理由で、
地域住民の意見や質問すべてに対し、質問者が納得する回答をせぬまま、強制的に説明
会を終わらせようとする行為があった。この対応はガイドラインに反するのではないか。
「十分に確保」した事実があるかについて、参加者が納得できる説明をしてください。
参加者からの質問に加えて、意見についても、誠実に対応することとあるが、何をもつ
て「誠実に対応」されたのか、参加者が納得できる説明をしてください。

【質問 9】

豊久田地区での説明会はなぜ行われなかったのですか？20：40 頃に会場にいったとこ
ろ、会場は電気もついておらず、また事業者は誰一人見当たりませんでした。

【質問 10】

説明会の開催について、予定した開催時間の間は、当該会場において質問等に対応でき
る体制を整えておくこととある。また、途中参加や途中退出が可能な形とすることとあ
るが、同日開催された豊久田地域での説明会では開催予定時間の 21 時まで説明者が待
機をしておらず、途中参加がかなわなかった。ガイドラインに反しており、説明会を実
施したとは認められず次のステップに進むことは承認されないのではないか。本件につ
いて、なぜ 21 時まで待機しなかったのか、納得できる合理的な説明をしてください。

【質問 11】

資源エネルギー庁から発信されている「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」2024年4月改訂版によると、

・本ガイドライン制定の趣旨・位置付けの項において

「安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られない、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等、種々の問題が顕在化した。そこで適正な事業実施の確保等を図るため、2016年6月に同法を改正し、再生可能エネルギー発電事業計画を認定する新たな認定制度が創設されている」との記載がある。

また、本認定制度において、事業計画が、①再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものであり、②円滑かつ確実に事業が実施されると見込まれ、③安定的かつ効率的な発電が可能であると見込まれる場合に、経済産業大臣が認定を行う。との記載がある。上記3点の内、②の「円滑」とは本ガイドライン制定の目的にもある地域住民との関係性にも関わる内容であることが文脈から読み取れるが、「円滑」に事業を実施するためには地域住民の賛同を得ることが必須と考える。この点について考えを説明してください。また御社における「円滑な事業実施」とはどのような状態かを具体的にわかるよう説明してください。

【質問 12】

・適正な事業実施のために必要な措置の項において

再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するためには、発電設備を設置しようとする自治体や地域住民に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要との記載がある。

また、事業の実施について、自治体や地域住民の理解を深めるためには、再生可能エネルギー発電事業者が自治体や地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることが求められるとある。

土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続きにあたっては、「土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点から適切な土地の選定、開発計画の策定を行うように努めること。」とされているが、2024年5月19日に美作バイオエナジー合同会社より実施された地区総代への事前説明会において、本地区の選定理由は、別の候補地と比較して「送電線を引く長さが短いこと」との説明のみであった。

単に事業遂行にあたる初期投資を抑制するという事業者の都合のみで選定した事実を受け、適正な事業実施のために必要な措置が全くとられていないものである。

「防災」「環境保全」「景観保全」の項目は全く無視された選定理由であり、到底掌握できない。

当地域の住民が納得できる説明をしてください。

【質問 13】

同じく土地の選定において、建設予定地につながる主要道路に面する歩道は子供の通学路であり、地域住民が朝、夕と健康増進のための散歩に活用したり、小中学生が体力づくりのためにランニングをする場所である。木材の運搬は1日あたり10t車で50往復、その他薬品搬入トラックや灰の搬出トラック等の往来、発電所の稼働は年間330日行うとの説明があったが、考えられない程大量の大型トラックが往来するなかで安全面にどのような配慮をするつもりか、具体的な説明をしてください。

【質問 14】

同じく土地の選定において、10t 車を乗り入れた際に運転席から歩道を利用する住民の様子が問題なく確認でき、事故やこちらが安心して通行利用できないなどの弊害は発生しないのか等、地域住民の安全に配慮するための事前確認は行われたのか。道路の利用者が理解できる説明をしてください。

【質問 15】

事業者が計画している搬入経路は生活道路であり、産業道路ではありません。連日大量のトラックが往来することで、道路の破損が危ぶまれます。大量のトラックの往来があるなかで、道路修復も困難な状況になることがありありと予測されますが、そのことについてどのように考えていますか？

【質問 16】

同じく土地の選定において、本地域の特徴の 1 つとして騒音や大気汚染の心配がなく静かに生活できる点がある。実際にこの点を理由とし当地域に移住された家庭もある。本地域で生活する住民の様子、地域に与える影響を 24 時間モニタリングし、全域に与える影響を細かにモニタリングした上で、適切に土地を選定されたのか、住民が納得できる説明をしてください。

【質問 17】

移住者だけではなく、若い世代も含めてインフラが充実しているとは決して言い難いこの地域で生活する理由は、静かで自然豊かな環境で生活、子育てができるから。また、中には騒音ストレスを持病としている方、ほこりによるアレルギーを持病としている方がいることも事実。そのような方の症状が悪化し、因果関係が証明された場合、どのように補償されるのか。そもそもそのようなにならないよう、地域住民の生活は守られるべきではないか。御社のお考えについて説明してください。

【質問 18】

そもそも人口減少が顕著な美作市において、転居＝人口減は大きな問題ではないか。既に本件が持ち上がった後、仮に設立稼働となった場合は転居せざるを得ないと申し出ている住民が複数いることは事実。これはでっち上げではなく、2024 年 6 月 12 日の説明会時にも意見として提示している。

このことは美作市にもきちんと説明をする必要があるのではないか。本事業の事業者と美作市とは関係ないと説明されているが、美作市で事業を行うことにより、さらなる人口減少を招くことについて、「関係ない」や「知らない」で済まされる話なのか。御社のお考えについて説明してください。

【質問 19】

バイオマス発電所の設立稼働及び木材チップ加工工場の設立稼働が 100%原因となり転居せざる得なくなった住民について、どのように補償されるのか説明してください。

【質問 20】 ※要回答項目 2 つ

地域との関係構築の項において、「事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること」とあるが、

- ① 地域住民が「適切」だと感じるコミュニケーションを「いつから」「どのように」図ってきたのか、形式的な説明会の実施ではなく理解できる具体的な説明をしてください。
- ② 地域住民にどのような「配慮」をしているのか、受け取る側が「十分に配慮されている」と理解できる具体的な説明をしてください。

【質問 21】

同じく地域との関係構築の項において、「地域住民とのコミュニケーションを図るにあたり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するよう努めること」とあるが、自治体(美作市)とどのような相談をされ地域住民の配慮や説明会の開催を決定したのか、時系列で具体的に説明してください。

【質問 22】 ※要回答項目 2 つ

同じく地域との関係構築において、「バイオマス発電事業者からの一方的な説明だけでなく、自治体や地域住民の意見を聴き積極的にコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応することが必要である」とあるが、

- ① 2024年6月12日に実施された説明会においては、地域住民はもちろん、周辺地域の住民をはじめとする参加者が「事務的に一方的な説明をただけであり、そもそも説明になっていない」と評価している。地域との関係構築はおろそかになっていると言っても過言ではない状況において、ガイドラインに沿って対応できているのか、説明してください
- ② 「地域住民の意見を聴き」とあるが、事業推進や実施時期のみを優先し、聴くことをおろそかにしているのではないか。そうでないのであれば、意見を述べている地域住民が「聞いている」ではなく「聴いている」と受け取ることができる対応をどのようにとられているのか、具体的に納得できる説明をしてください。

【質問 23】

同じく地域との関係構築において、「計画初期段階から積極的に自治体と相談して、検討することが有益である」とあるが、地域をさしおいて自治体といつからどのような内容を相談してきたのか、時系列で具体的に説明してください。

【質問 24】 ※要回答項目 2 つ

同じく地域との関係構築において、「付近に住宅がある場合、近隣住民の生活環境への影響が過大になる場合には、地域とのコミュニケーションを密にはかることが求められる」とあるが、

- ① 建設予定地の付近には住宅はないと判断されているのか、説明してください。
- ② ①について地域住民は建設予定時の付近に住宅が複数あるととらえている。「生活

環境への影響が過大になる」かどうかについては事業者ではなく、当然、実際に生活している地域住民の評価によるものであるべきだが、本事業の遂行により「近隣住民の生活環境への影響は過大」と考えるか否か、地域住民の立場に立って説明してください。

【質問 25】※要回答項目 11

燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築の項において、「安定的に調達可能なバイオマス燃料及びその調達ルートについて検討を行い、燃料調達及び使用計画を策定すること。」とあるが、

① 使用燃料として遊休化した民有林(24,000ヘクタール)とあるが、この中から燃料となる間伐材の総量について具体的な根拠をもって地域住民が理解できるロジックで説明してください。

② 燃料調達及び使用計画について、説明された事業計画では年11万トンの資材供給となっている。またその内90%は間伐材を使用予定とある。

11万トンの90%に該当する99,000トンの間伐材の出所について具体的に説明してください。

③ 同じく燃料調達及び使用計画について美作市で利用可能な木質バイオマス資源は13,567トン/年であると公開されているが、この数字と②の99,000トン/年の乖離について具体的に説明してください。

④ あくまで間伐とは間引きであり、対象となる民有林24,000ヘクタールのすべての木材を伐採、いわゆる皆伐ではないため、到底燃料が不足することが推察されるが、そもそも計画が絵にかいた餅ではないでしょうか、そうではない理由について明確に根拠を示し、説明してください。

⑤ ②、③より市内調達のみでは燃料は不足することが推察されますが、どのようにお考えでしょうか。具体的に説明してください。

⑥ 民有林24,000ヘクタールはあくまで「民有」であり、国や県や市の所有ではありません。民有林すべてを対象としています。所有者すべてが本事業に同意するとは到底考えられません。少なくとも我々地域住民や周辺地域で既に反対の意を示している所有者の保有林は対象ではなくなりますが、それでも計画通り24,000ヘクタールが確保できるとお考えでしょうか、説明してください。

⑦ 燃料の安定調達においては、既存用途との関係で与える影響を最小限にするよう努めること、とあるが美作市で利用可能な木質バイオマス資源(13,567トン/年)は、現在、既存用途はないのでしょうか、説明してください。

⑧ 仮に燃料が不足する場合、市外からの調達が考えられますが、事業計画書に記載の地元地域の森林資源の有効活用といったような森林資源の地産地消サイクルにはなりません。計画の不備ではないでしょうか。理解できるよう説明してください。

⑨ 同じく仮に燃料が不足する場合、市外からの調達においては、調達予定先となる全ての都道府県林政部局に対して事前の説明を行うこととされているが、当地域のみで賄えるとは言い難い状況において、このような対応を既にされているのか説明してください。またこの場合はそもそもの計画とは異なり、適切な説明を受けておりません。

⑩ 少なくとも計画上では99,000トンは間伐材とされていますが、この99,000トン/年の調達の「持続可能性」について、理解できる説明をしてください。

⑩ 長期安定的な燃料調達について、その調達方法は定量的、具体的にどのような方策に基づいているのかを合理的に説明してください。

【質問 26】

設計・施工の項において、

土地開発を含め長期的な安全の確保及び発電の継続に留意した設計を行うことが基本とある。また、防災、環境保全、景観保全の観点から策定した計画に基づいた設計及び施工が適切に実施されることが極めて重要とされている。

建設予定地の周辺は草木が生い茂り、地域住民では手入れが行き届かない。またその草木が生い茂る地帯に面して複数の住宅がある。バイオマス発電所における災害において最も懸念されるものの1つとして「火災」がある。火災発生時には草木への引火により火災規模が瞬く間に増大し、その土地に面する住宅への延焼も到底ありうる。

当地域は市内消防署より 20 分程度かかり、通報したとしても即時の消火活動は困難を極める。

また地域住民は高齢化、平日の昼間には地元消防団の団員は市内外の職場で勤務していることから初期消火活動は行えない。このように近隣に延焼しやすい草木や木々が多い地域であり、かつその土地に面して住宅が複数ある場所をあえて建設予定地として選定しているが、「防災」の観点からどのような対策を考えているのか、地域住民の生活を保障できるのか、納得ができる説明をしてください。

【質問 27】 ※要回答項目 3 つ

周辺環境への配慮の項において、「発電設備等からの臭気により地域住民の生活に支障が出ないように配慮すること」とあるが、

① 本計画において地域住民に臭気による支障はないと考えているのか、説明してください。なお、説明会では多少は臭気が出てゼロにはできないとの説明であった。

② 同じく臭気に関して、説明会では発電による臭気のみしか触れられていない。しかしながらチップ工場を併設する計画となっており、チップ生産により蓄積するパークは発酵し臭気の原因となると考えられるが、このことについて触れない理由について説明してください。

なお発電所とチップ工場を切り離しての説明は認めません。なぜならば両事業者は協業関係にあり、また地域への影響は単一の事業だけでなく両事業の複合によるものも当然あると考えられるからです。互いの事業の影響は互いが理解した上で計画し、説明をするべきです。

③ 臭気が出ることを把握されている場合、地域住民の生活に支障がでないよう、住民が納得する「配慮」をどのようにされる予定か、理解できる説明をしていただきたい。なお、地域住民が求める配慮とは「臭気ゼロ」です。他の臭気を混合することによる打消しは「臭気ゼロ」ではありません。

【質問 28】

説明会及び事前周知措置実施ガイドラインにおいて、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえ適切な説明をすることとされているが、当地域の実態をどのように把握しており、受けた側が「適切」と捉えられる説明をされたのか、説明してください。

【質問 29】

2024年5月19日及び6月12日の説明会において、発電所の計画については定型文通りで地域住民に寄り添わない説明を受けたが、併設されるチップ工場については資料への記載もなく、その影響(トラックの往来、騒音、排気ガス、臭気、振動等)に関する説明も一切されなかった。

本件については、「別で説明があると思います」との案内のみにとどまり、具体的な日時や資料の提示は未だない状況である(2024年6月24日現在)。

そもそも、燃料には間伐材を使用すると基本計画書に記載がある。間伐材は丸太であり、そのまま発電設備への投入は不可能であることは当然なため、チップ工場による影響と発電所による影響を包含した説明があつて当然であるが、「事業者が異なる」との一方的な理由で、地域住民の立場や心情を全く考えない対応はいかなるものか。この点について理解できるよう説明してください。

【質問 30】

基本計画書の冒頭には本事業の目的として、「チップ工場を併設することで地域の林業活性化および雇用需要や環境を整え、美作市へ還元するものである。」と記載されている。

目的に記載しておきながら説明をしないという無責任な対応について、到底地域との共生は見込めないと考えるが、御社の考えを説明してください。

【質問 31】

また、チップ工場の併設により、何をもって地域の林業が活性化するのか、現在の美作市及びその周辺地域における林業の状況を踏まえた上で、具体的に理解できるよう説明してください。

【質問 32】 ※要回答項目 3つ

資料の中に騒音の項目があつたが、デシベルでの表記しかなく、

1. ヘルツについては触れられていなかったのはなぜか？
2. 意図的に隠匿したのか？
3. 今回の事業で発生する騒音をヘルツで回答してください。

【質問 33】

説明会における説明項目として、(i)騒音・振動においては「設備の稼働時に加えて、工所用資材等の搬出入や建設用機械の稼働の際に発生する騒音・振動(dB)を説明する」とあるが、「規制値以下となるよう考慮」との形式的な説明であった。規制値以下になる補償は全くない。工事に関する騒音・振動においては重要事項だが、要件を十分にみたした説明になっていない。地域住民が納得するように説明してください。

【質問 34】

(iv)雑草の繁茂について、予定地を視察されているので十分認識されていると思うが、

この点についても具体的に納得できる説明はなかった。なぜされなかったのか、そもそも説明責任はないと考えているのか、御社の考えを説明してください。

【質問 35】 ※要回答項目 2つ

(ix)燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響について、非常に形式的な説明にとどまった。

粉塵、臭気等については「必要に応じて集塵機や防護ネットの設置等を検討する」とあり、全く具体的な説明になっていない。「必要に応じて」とは誰の立場で、どのタイミングで、誰がどのように判断するのか、納得できるよう説明してください。

また「検討する」とあるが、そもそも現在の生活において発生していない集塵や臭気が少量でも発生するのであれば、それは「必要に応じて」や「検討する」などの曖昧な表現では済まされないことである。この点について、地域住民との共生という観点から、理解できる説明をしてください。

【質問 36】

2024年5月19日に実施された説明会において配布された基本計画書の発電出力は9,950kW、また添付資料のバイオマスボイラー発電設備の仕様として10MW(発電端出力として9,950kW)であった。

一方、6月12日に実施された説明会での配布資料では、基本計画書の発電出力は9,950kWに対し、添付資料の発電設備参考図は7MW(つまり、発電端出力として7,100kW)であった。計画書の発電出力に対し、設備仕様が不足しているのではないか。この点について説明してください。

【質問 37】

説明会の実施においては、開催前又は開催中において、参加を断念させたりする行為を行わないこととある。

2024年5月19日の説明会が開催された翌日、美作マテリアルの出資企業に所属する者が説明会参加者の一個人の職場へ突然押しかけてきたという事案が発生した。この行為は「参加を断念させたりする行為」に類するのではないか、説明してください。

なおその際に行われた行為についてはこの文書に記載することは避けさせていただくが、求められた際には適切に説明いたします。

【質問 38】

2024年5月19日の説明会において「出席者を把握したい」との説明により、「出席者名簿」に記名を求められ、出席者全員がその名簿に記名した。「出席者を把握する」とは、氏名や居住地をもとに個人の職場を特定することを指すのか、説明してください。

【質問 39】

前述のとおり2024年5月19日の事案を受け、少なからず6月12日の説明会への参加を躊躇し、同様に名簿への記名や身分証明書を提示することへの抵抗、恐怖を感じる住民がいたことは事実である。このような事案が発生したことから、身分証明書については職場が特定されないように保険証ではなく免許証を提示するようにした住民もいる。

この点について、本来あるべき説明会の実施、地域住民との共生やコミュニケーションの観点において、適切な対応がとられているのか、説明してください。

【質問 40】

2024年5月19日及び6月12日の名簿について、個人情報保護の観点からどのように扱われ、保管管理されているのか。当該名簿を利用しなくなった場合はいつ、どのような方法で廃棄されるのか、具体的に説明してください。

【質問 41】 ※要回答項目 6 つ

5月19日の説明会の際に配布された「事業による地域貢献」という資料について、挙げられたすべての項目は何ら地域(西町地区)貢献にはなっていないという認識です。以下に各項目に対する考えてを記載しますので、それぞれの項目について、なぜこれが地域貢献といえるのか、納得ができるよう説明してください。

① 納税による地域貢献とありますが、固定資産税及び地方法人税が自治体(美作市)へ納付されることの代償として、西町地区が犠牲にならなければならないのでしょうか。税金の納付は自治体の収入にはなりますが、残念ながら地域住民が実感できるようなりターンに即つながるものではありません。

② 雇用による地域貢献とありますが、当然西町地区の住民が本事業所に就職を希望することは皆無です。よって、地域への貢献とはなりません。

③ 林業活性化による産業振興とありますが、「放置森林などありましたら」などという、「たられば」では話になりません。また、前述のとおり何をもって「林業活性化」につながるのでしょうか。岡山県北の林業の担い手は減少の一途をたどっており、従来の事業運営にも影響がでるほどです。実情を踏まえてこのようなことを述べているのでしょうか。理解できません。

④ 発電所から出る熱エネルギーの利用として、発生する熱エネルギーの利用を考えますとありますが、我々住民にとっては何の恩恵もなく、これを地域貢献とするのか、甚だ疑問です。

⑤ 災害等で停電の場合の電源確保ができます、とありますがそもそも災害時に一番危険なのは発電所ではないでしょうか。発電所が地域にあることが災害時のプラスである確証はありません。

そもそも、災害時のみならず日常から地域において発電所が稼働していることが、災害発生リスクです。地域住民は24時間365日リスクと隣り合わせの生活を強いられるのでしょうか。

⑥ 脱炭素社会への貢献とありますが、そもそもバイオマス発電所の設立と稼働は手段であり、大目的は温室効果ガスの排出削減です。この大目的に対する本事業の貢献度について、具体的な数字をもって地域住民が理解できるよう説明してください。

なお、単に発電による効果を記載するのではなく、発電事業を遂行するにあたっての木材の伐出におけるエネルギー利用、運搬におけるエネルギー利用や大気汚染、木材チップ加工における粉塵や臭気、大気汚染、木材チップを燃やすことによるCO2排出のマイナス面も含めた上で、それでも地球環境にやさしいと断言できる根拠を明確に、理解できるように示してください。

【質問 42】

令和6年6月定例議会において、「美作市健康寿命を延ばそう条例」が原案可決されましたが、本事業の実施により私たちが健康被害を受けることは明白です。本事業の実施はこの条例の基本理念に背くこととなりますが、このことについてどのように考えていますか？

【質問 43】

環境に良いというのは本当ですか？

昨今バイオマス発電所の推進は森林破壊と環境破壊を進める大きな原因になるのではないかと「国際環境 NGO」が情報を出していますが、

(参考資料)<https://foe.japan.org/issue/20220628/7848/>

SDGs でも脱炭素を目標に掲げているにもかかわらず、これを自然豊かな美作の土地に建設しようと言うのは世界情勢に反しているのではないかと思うのですがその意図はなんなののでしょうか？

【質問 44】

健康被害は考慮していますか？

バイオマス発電所と一緒に併設が予定されている木質チップ工場ですがこれが建設された地域では健康被害が懸念されている地域があるという情報があります。

例をあげれば、

- ①粉塵による呼吸困難
- ②原因不明の鼻血
- ③pm2.5による発がん性の上昇
- ④子ども達のアレルギー発症
- ⑤突然死

などです。

(参考資料)<https://toyokeizai.net/articles/-/605269?display=b>

説明会では煙などが出ないように対策をされるとの事ですがこちらの資料によれば、「ペレット工場が大気汚染許可証を完全に遵守して操業していても、有害な汚染物質が排出される。どのような汚染であれ、近隣住民の健康に影響を与えることになる」という見解だそうです。

以上を踏まえて、そのような事態が起こった時の事はどのようにお考えなのでしょうか？

私個人の意見では、補償すればいいと言う問題ではなく「人命に関わること」ですのでお金を払って済む問題では無いように思えます。

事務的な答えではなく人間的な回答を求めます。

【質問 45】

放射能汚染の木材が使われる可能性が今後ありますか？

他の質問にもあったと思いますが、地元の間伐材が足らなくなり結局は外部から資源を輸入または搬入するケースが日本各地のバイオマス発電所で起きているそうですが、特に秋田県の「能代バイオマス発電所」では福島第一原発事故などで放射能汚染された

木材が使われていた事例があるようです。

(参考資料)

<https://www.lumber-recycling.com/biomass/radioactive-contamination.html>

資料ではとてもポジティブに捉えられていますが、放射能など目に見えないものほど怖いというイメージがついてまわります。

そのようなものが今後使われていくケースがある可能性はありますか？

「先の事なので分かりません」などの曖昧な答えではなく全国のバイオマス発電所のケースを踏まえ、可能性があるのなら正直にご回答ください。

【質問 46】

あなた方は住めますか？

私たちが子どもの頃に家族や学校の先生又、道徳の授業などで

「人が嫌がる事はしない」

と耳にタコが出来るほど言われませんでしたか？

先の説明会で区長が西町の総意を発表して下さったと思いますが、

私たちは誰もこの土地にこのようなものが建設、稼働していく事を気持ちよく思っていない

「嫌だ」と感じているのです。

もしあなた方の家の目の前に自分や大切な人の健康が脅かされるかもしれないものが来る、そうなった時に、

「あなたはそこに住めますか？」

皆さんにもご両親がいると思います。愛する子どもがいるかもしれません。孫もいるかもしれませんね。

1 度原点に立ち返ってお答えください。

1 度子供の頃の純粋な気持ちになってお答えください。

1 度当たり前の事だとお答えください。

先の説明会でもそうですが、あまりに事務的であまりに心のない本当にただ「説明」をしているだけの説明会に疑問だらけなのです。

なので是非とも、「1 人の人間として心ある答え」をお願いしたいと思います。

【質問 47】

インターネットで 発電機 騒音 検索

発電機の騒音に有効な手段は？-岐阜プラスチック工業

発電機の騒音問題 発電機の騒音レベルは、メーカーや製品によって異なりますが、家庭用の小型のものでおよそ 60~80db、大型の発電機になると超低騒音仕様でも 90db 前後になるものがほとんどです。

設備としての発電機では、超低騒音仕様タイプもありますが、出力によっては 100db を超えるものもあります。

インターネット記事には、

「隣家の池のカエル、鳴き声耐えられない」と訴え…東京地裁「自然音」と請求棄却

隣家の池にすむカエルの鳴き声が耐えられない——。東京都板橋区の住宅街で起きた

「騒音トラブル」を巡り、住人の男性が隣家に「全てのカエルの駆除」と 75 万円の損

害賠償などを求めた訴訟があり、東京地裁（益留龍也裁判官）は23日、原告側の請求を全面的に棄却する判決を言い渡した。「カエルの鳴き声は自然の音の一つで、我慢すべき限度を超えているとはいえない」との判断だった。

男性は訴訟で、昨年5月以降、隣家の池でカエルが繁殖し、早朝から深夜まで鳴き声に悩まされていると主張。実際に騒音の大きさを測定し、都の環境基準を上回る66デシベルに達したこともあったと訴えていた。この数値は「目覚まし時計の音」と同レベルだった。

一方、被告側は「小型のアマガエルが6〜7匹生息しているだけだ」と反論。判決も「原告が主張するような騒音の発生を示す証拠はなく、仮にあったとしても自然音として受け入れるべきだ」と判断した。

男性の代理人弁護士は「騒音の立証は難しい。今後は話し合いで解決していきたい」と話していた。

インターネット記事には、田んぼの持ち主に「カエルの鳴き声がうるさい」とクレームで炎上。動物の騒音問題を考えるTwitterのユーザーが、田んぼの持ち主への苦情が書かれた張り紙を見つけたという内容が炎上しているとまいどなニュースが伝えました。その張り紙は以下のように書かれています。

「田んぼの持ち主様へカエルの鳴き声による騒音に毎年悩まされています。鳴き声が煩くて眠ることができず非常に苦痛です。騒音対策のご対応をお願いします。近隣住民より」
アマガエルが鳴く理由は3つ

梅雨が始めると田んぼでアマガエルが、大合唱します。童謡の『かえるのうた』に「かえるのうたがきこえてくるよ クワクワクワクワ」というものがあり、アマガエルは鳴くものです。鳴くのはオスだけです。

なぜ、オスが鳴くのか、その理由は3つあります。

- ・オスがメスを呼ぶ「広告音（こうこくおん）」
- ・オスが縄張りを宣言する
- ・オスが雨の降ることを知らせる「雨鳴き（あまなき）、レインコール、シャワーコール」

このような理由から、アマガエルのオスが鳴いているのです。

田んぼにおけるアマガエルの役割

アマガエルが鳴いてうるさいので、田んぼにいないほうがいいと思っている人もいるかもしれませんが。田んぼはアマガエルにとって重要な産卵場所であり、アマガエルは田んぼの害虫を食べることで稲の生育を助けています。同様に、他のカエルやクモやトンボも田んぼの害虫を捕食します。

一方、カエルは餌として人気なのでウナギ、ヘビ、鳥、ときには大きなクモやタガメにまで食べられます。田んぼはこのような生態系になっているのです。

田んぼの近隣の苦情を訴えた人は、田んぼの生態系の重要性より、日々の生活を優先させて静かに寝かせてほしかったのでしょう。

カエルを駆除するために大量の殺虫剤や農薬を使用すると、害虫は減り同時にカエルたちやそれを餌にする生き物も減少してしまいます。

このように生態系が崩れて、他の生き物たちも生きていけなくなるため、バランスを保つためにもカエルの存在は不可欠です。カエルがいるということは、その田んぼがあまり農薬を使用していないことになり、地域の人にとっても安全なのです。

カエルの鳴き声がうるさいという人がいる時代に犬と猫の飼い主が気をつけること
自然音である田んぼのカエルの鳴き声がうるさいと苦情をいう人がいる世の中です。
寝るときに、カエルの鳴き声が気になるようでしたら、その時期だけ（冬になると、カ
エルは鳴かないので）、耳栓をするなど工夫をしてもらおうといいかもしれません。
今回は、カエルの鳴き声でしたが、犬や猫の鳴き声も騒音として問題になることがあり
ます。犬なら、十分な散歩をさせて、猫なら不妊去勢手術をしていくと、トラブルにな
るほど鳴くことは少ないです。

その一方で、犬も猫も長寿になっているので、そこで新たな騒音問題が発生します。犬
なら認知症、猫なら認知症と甲状腺機能亢進症という病気があります。それらになると、
鳴き声でトラブルになる可能性が高くなります。

認知症の夜鳴きをさせないために、投薬がありますが、それもなかなか難しいです。
Twitterに「老犬介護」がトレンド入りすることがありますので、老犬を介護する知り
合いに相談することもいいかもしれません。

一方、猫の甲状腺機能亢進症で鳴く場合は、内服は効果があります。この病気は、動物
病院で血液検査をしてもらえればわかります。猫の認知症も犬と同様、鳴かないよう
にすることは難しいです。

以上の3記事から、自然音であるカエルの鳴き声をうるさいと苦情を言う人がいたり、
カエルの生息する土地所有者に民事訴訟を提起する人がいる世の中です。

当地区においても、時期になればカエルの鳴き声を騒音と感じている人もいます。

別の時期には、鹿の鳴き声が気になる人もいます。

カラスの鳴き声を不快に感じる人もいます。

そのような当地区に、バイオマス発電用発電機の人工音が、「1日24時間」「365日」
「20年間連続」鳴り響けば、静かに寝られない日々にとどれだけ悩まされるか容易に予
見できる。

人工音の騒音により、睡眠不足・睡眠障害・不眠症になる人が増加することも危惧され
る。

睡眠不足等が、日常生活に与える悪影響は計り知れない。

例えば、睡眠不足等が就業能力の低下や精神的情緒不安定になるなどの悪影響は避けら
れない。

他にも、朝の静けさ・夜の静さが失われることにより、家族間及び地区住民間の会話時
の音量も大きくしなければ、会話が成立しなくなる。

このような、不安や疑念に対して、他の同規模施設半径300m以内の居住者の生活実態
も不明であるため、公表されている資料を示されたい。

【質問 48】

私たちは誰一人としてバイオマス発電事業計画について一切賛同しておりません。全員
一致で「絶対反対」です。そのことについて今後一切変わることはありません。

私たちが求めているのは「事業の白紙撤回」のみです。地域との関係構築は実現不可能
です。それでもまだ本事業を進めますか？

以上、48 質問（回答項目複数の質問あり）すべてにご回答ください。一部重複した部
分もあるかもしれませんが、それぞれ個別の回答をしてください。

